平成２５年（フ）第３号
栃木県宇都宮市さつき２丁目８番２号
破産者　株式会社ＮＩＣＯ
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４号
栃木県宇都宮市さつき２丁目８番２号
破産者　澤本　龍一
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５号
栃木県宇都宮市駒生町1819番地
破産者　有限会社オートライン
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1192番地５、住民票上の住所栃木県宇都宮市大塚町２番14号
破産者　白井　康司
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１１号
新潟市南区戸頭1347番地１サルナートビル
破産者　株式会社ＡＳＩＳ―Ｔ
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
京都府綾部市向田町九反ヶ坪35番地
破産者　有限会社トマトファーム
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
岡山県総社市下倉523番地２、破産開始時の住所岡山市北区津島笹が瀬６番７号
破産者　河原　一郎
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０３号
岡山市北区津島笹が瀬６番７号
破産者　有限会社イッセイコーポレーション
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３０号
岡山市北区葵町８番21号
破産者　景山　明永
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３４号
岡山県倉敷市児島田の口４丁目17番52号
破産者　Ｉｎｆｉｎｉｔｙ　Ｓｐａｃｅ株式会社
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３１号
岡山県玉野市八浜町波知581番地２
破産者　野田千代美（旧姓松尾）
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１９０号
東京都昭島市昭和町５丁目６番８号
破産者　有限会社マナ自然食品センター
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１９１号
東京都昭島市松原町１丁目９番15―102号
破産者　内田エイ子こと　内田ゑい子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６５９号
横浜市金沢区六浦４丁目19番21号
破産者　有限会社八百茂
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７２５号
横浜市都筑区茅ケ崎中央20番14号松本ビルＢ館２Ｆ
破産者　リビングサイエンス株式会社
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
横浜市西区藤棚町１丁目100番地
破産者　株式会社ニュー・ウエーヴ
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３号
横浜市都筑区荏田南３丁目２番13―106号
破産者　有限会社テイク・ワン
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７４号
静岡県焼津市中港２丁目６番１号
破産者　有限会社エヌアンドエス
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０７号
静岡市清水区大内98番１
破産者　株式会社アイセー
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１７号
静岡県藤枝市岡部町内谷578番地の13
破産者　レモン株式会社
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４号
愛知県豊川市萩町中山１番18号
破産者　小松工業株式会社
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３号
島根県隠岐郡海士町大字海士2782番地２
破産者　有限会社ニッタ
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所西郷支部破産係